付議案第１号

福岡市立高等学校学則の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和８年１月 23 日

福岡市教育委員会
教育長　下川　祥二

理由

本件は、学校における業務効率化を図ることを目的として、卒業証書の割印を廃止するにあたり、福岡市立高等学校学則について、所要の改正を行う必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第２条第１項第２号の規定により付議するものである。

福岡市立高等学校学則の一部改正

福岡市立高等学校学則（昭和 26 年庁達第 26 号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式中

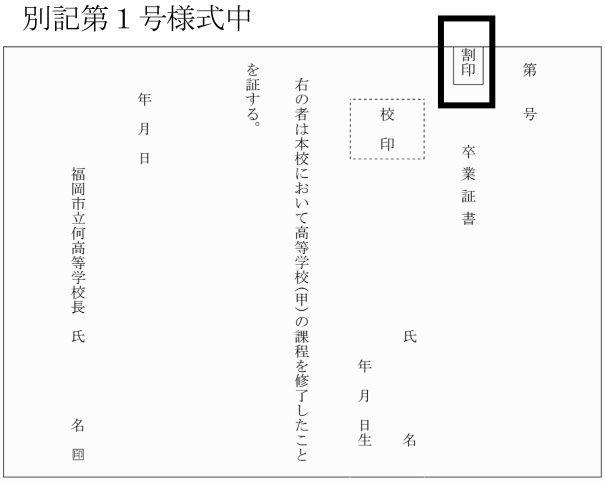
第　号
割印
卒業証書
氏　名
年　月　日生
校印
右の者は本校において高等学校（甲）の課程を修了したことを証する。
年　月　日
福岡市立何高等学校長　氏　名　印

を

第　号
卒業証書
氏　名
年　月　日生
校印
右の者は本校において高等学校（甲）の課程を修了したことを証する。
年　月　日
福岡市立何高等学校長　氏　名　印

に改める。

附　則

この訓令は、令和８年３月１日から施行する。

福岡市立高等学校学則（昭和 26 年庁達第 26 号）の一部を改正する規則　新旧対照表

旧	新
第１号様式 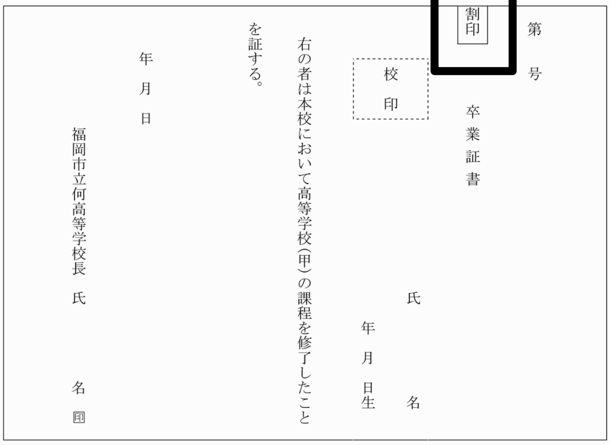 第　号 割印 卒業証書 校印 氏名 年月日生 右の者は本校において高等学校(甲)の課程を修了したことを証する。 年月日 福岡市立何高等学校長　氏名　印 以下　略	第１号様式 第　号 卒業証書 校印 氏名 年月日生 右の者は本校において高等学校(甲)の課程を修了したことを証する。 年月日 福岡市立何高等学校長　氏名　印 以下　略

付議案第１号資料

福岡市立高等学校学則(昭和 26 年庁達第 26 号)の一部を改正する規則案

１　改正の理由

福岡市立高等学校学則に定められている卒業証書様式（第１号様式）には割印欄が設けられており、卒業証書作成時には割印を押印してきたところである。しかし、これらの割印については職員が手作業で押しており、相当な事務負担となっている。

卒業証書における割印には法的根拠がなく、割印を廃止しても卒業証書の有効性が失われるものではない。また、現在、卒業証書台帳はデータ化されており、割印を廃止しても卒業証書の真正性は担保できる。このため、学校における業務効率化を図ることを目的とし、卒業証書様式より割印を廃止することとするものである。

２　改正の内容

別記第１号様式中

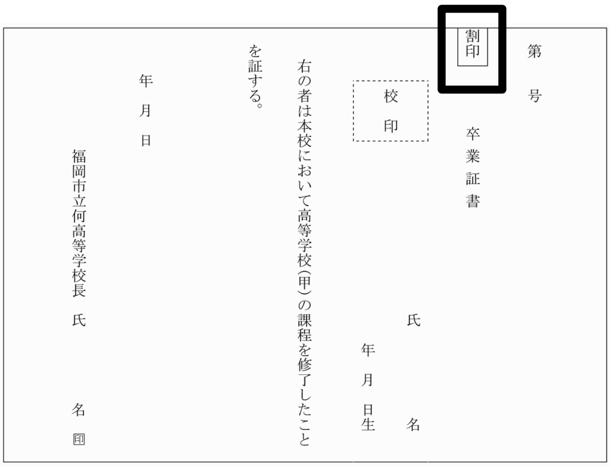

を

に改める。

３　施行期日

令和８年３月１日